

## 【公益社団法人全国公民館連合会 令和8年度事業計画書】

令和8年度の事業展開にあたって  
～人づくり・つながりづくり・地域づくりに貢献する公民館をめざして～

### はじめに

公民館は、終戦後に構想され、「公民館の設置運営について(文部次官通牒)」(昭和21年)の発出をうけて本格的に全国に広がり、80年目を迎えました。この間、日本の復興のため社会教育の中核的な施設としての役割だけでなく、時代の様々な変化(自治体の統合、自然災害の多発、国際化の進展、人口減少・少子高齢化の進行等)に対応し、地域住民の自治能力を培い、住民参画の地域づくりの場としてその機能を発揮してきました。

さらに、コロナ禍では、オンラインによる研修や会議をはじめ、デジタル技術の活用が飛躍的に進みました。その一方、公民館が公民館的な別な施設に生まれ変わったり、所管が変わったりすることも増えてきており、公民館自体やその連合体のあり方もそれに応じたイノベーション(変革)が望まれています。

昨年の第47回全国公民館研究集会東京大会では、「ミライにつなぎひろげる公民館—公民館に新たなイノベーションを！—」をテーマに開催いたしました。ここでは、地域住民の自治能力を高め、連帯感の向上を図るなど、地域コミュニティの拠点としての公民館をどのように創造していけるのか。公民館関係者が公民館の存在意義を見つめ直し、どのようにしたら新しい公民館イノベーションを興し、推進していくことができるかについて議論を深めました。

これからの公民館としての役割を果たし、人づくりやつながりづくり、地域づくりをとおして、明るい未来を切り拓くべく、全公連は関係各方面と連携を密に取り合い、よりよい方策を調査研究してまいります。そして、地域の公民館としての存在感を高め、魅力ある公民館活動の充実に資するよう努力してまいります。

なお、本年度の全国公民館研究集会は、全国7地域区分(北海道、東北、関東・甲信越・静、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州)で開催することになります。各ブロックの特性や地域性を踏まえ、「公民館の存在意義」、「これからの公民館の果たす役割」を明確にするとともに、「現代社会の様々な課題に立ち向かう公民館活動の在り方」を示唆し得る大会を開催してまいります。

以下、令和8年度事業の推進にあたり、本連合会の柱となる考え方を示し、会員各位の一層のご理解とお力添えをお願いする次第です。

### ＜持続可能な人づくり・つながりづくり・地域づくりに貢献する公民館事業・活動＞を推進する

地域が持続的に発展していくためには、その地域のよさ(環境や歴史・文化、伝統など)を共有するとともに、それぞれの地域課題を共通理解し、課題解決に向けて取り組む人材を育成することが必要です。また、デジタル化が飛躍的に進み、公民館の「つどう」「まなぶ」「むすぶ」という基本的な機能も、SNSを用いた広報活動、公民館同士の交流など、一段高いステージへと進化しつつあります。

しかしながら公民館を取り巻く現状は、急激な社会構造の変化に伴う予算や人件費の縮小、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化、転居・転入による人口の流動化が進む中で、これまで築かれてきた地域住民同士のつながりが希薄になりつつある地域が増えていきます。また、さまざまな背景を持つ人々が新たに地域に加わることで、文化や価値観の違いが生じ、互いの理解を深める機会が不足している場合もあります。これらの変化は、地域社会全体の持続可能性に影響を及ぼす重要な課題となっています。

このような課題に対応するためには、公民館を活用して、誰もが互いの違いを認め、尊重し合える場を積極的に創出することが大切です。個々の環境やライフスタイルにかかわらず、共に学び、語り合い、個々の能力や経験を発揮して地域に貢献できる仕組みを築いていくことですべての人が安心して暮らし、支え合える温かみのある地域社会を目指します。さらに持続可能な地域づくりには、若者から高齢者まですべての年代を含めた住民が地域の特性を再確認するとともに、住民同士のつながりや助け合いを助長する活動を取り入れることも有効な手立てです。

そして、誰もが気軽に立ち寄り、出会い、つどえる場、まなび合える場、つながる場をつくり、誰一人として取り残さない持続可能な地域の未来づくりのために、人づくり・つながりづくり・地域づくりを推進します。そして、公民館は、単なる集いの場、学習の場にとどまらず、他の社会教育施設などとも連携し、それぞれの公民館の特性や地域性を生かして、いつでも、どんなときでも、地域の方々にとって必要不可欠の存在となるよう、次のような公民館づくりに努めます。

- ① 誰もが、ちょっと立ち寄ってみたいくなる、魅力ある公民館
- ② 自己向上の願いが叶う、学びを大事にする公民館
- ③ 人づくり・地域づくりに貢献できる、リーダーが育つ公民館
- ④ 人の温かさや心配りがにじみ、人々のつながりをつくる公民館

## おわりに

公民館の活性化には、全公連・ブロック公連・都道府県公連などの公民館組織の充実が不可欠です。組織がしっかりと機能すれば、必要な情報が適時・適切に入手でき、危機管理や課題解決への適切な対応も可能になります。また、日々の職務遂行に欠かせない資質・能力の向上に役立つ研修会等の参加機会も増えることになり、公民館職員が広い視野、先を見据えた洞察力を持って事業や活動を展開できるなど、公民館活動の推進にも大いに役立ちます。

それぞれの組織の課題を明らかにし、その解決策を皆で実行に移すことが緊急の課題です。「全国公民館研究集会・ブロック公民館大会」もすべての組織が円滑に機能してこそ開催可能となります。今年度も引き続き、組織の活性化のために努力を傾注するとともに、公民館運営上で早急に対応すべきものについては、国及び関係各所に提言書や要望書など、積極的に働きかけてまいります。

本連合会は、都道府県の正会員並びに公民館関係者と手を組み、互いに切磋琢磨するとともに、文部科学省を始め、関係機関・関係団体の皆様の一層のお力添えを賜りながら、公益社団法人として相応しい事業を積極的に展開してまいります。

## I 公民館の充実発展に関する事業

### 【公民館研究集会・大会等の開催】

公民館機能を向上させることをもって地域社会の健全な発展を図ることを目的として、「全国公民館研究集会」を全7会場（北海道、東北、関東・甲信越・静、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州）で実施している。全国の公民館に勤務する職員等を募り、地域社会の現代的課題への対応などのテーマで事例発表や討議および大学教授等の研究者の講演等を各地区の特色を活かして行う。

### 《今年の開催予定（全国公民館研究集会）》

第48回全国公民館研究集会／令和8年10月1日～令和8年11月27日

| 開催地区     | 会期            | 主会場      |
|----------|---------------|----------|
| 北海道      | 2026.10.22-23 | 北海道白老町   |
| 東北       | 2026.10.22-23 | 秋田県秋田市   |
| 関東・甲信越・静 | 2026.10.1-2   | 埼玉県川越市   |
| 東海・北陸    | 2026.11.26-27 | 愛知県一宮市   |
| 近畿       | 2026.11.18    | 和歌山県和歌山市 |
| 中国・四国    | 2026.10.15-16 | 島根県松江市   |
| 九州       | 2026.11.19-20 | 沖縄県那覇市   |

※各地区のブロック公民館大会を兼ねる。

### 【全国公民館セミナーの開催】

各都道府県を代表した公民館長等を募り、公民館の機能充実に必要なことについて研修を行う。実施後、公民館連合組織等を通じて研修の成果を各地域の公民館の活動にフィードバックすることを求め、公民館機能を向上させる。

開催期日／令和9年2月1日（月）～2月3日（水）

開催場所／明治安田ホール

### 【相談助言・情報発信・連携協力事業の実施】

#### ① 相談助言・情報発信

日々の公民館活動で発生するさまざまな課題について「社会教育法上の適否」や「トラブル回避の方法」「活動事例」「公民館の評価」などを情報発信するとともに個別の照会に対し、電話やインターネットによる相談に対し助言を行う。各地の公民館で実施する研修会の開催にあたって、テーマに対応した講師の紹介や派遣の実施および運営に役立つ情報提供などを行う。

## ② 国・地方公共団体・社会教育団体・機関等との連携協力

前記①をより効果的に行うために、国及び社会教育団体振興協議会をはじめとする諸機関・諸団体との連携協力を強化し、それぞれの情報の収集・発信及び公民館等を活用した総合的な社会教育活動を推進する。また、日頃からの懸案事項や全国公民館実態調査で浮かび上がった課題の解決など公民館を健全に運営するために必要なことについて、国や都道府県等の外部の組織に対して積極的な働きかけを行う。

### 【地域活動支援事業の実施】

都道府県公連で実施している公民館職員の資質向上や公民館活動の理解促進等を主たる目的とした研修や公民館の活性化につながる事業などに対して支援及び活動状況の発信する。また、公民館の「地域コミュニティの持続的な発展を推進する役割」をより充実するために明治安田生命保険相互会社との連携で行う『公民館のさらなる発展に向けた官民連携コンソーシアムの構築』を推進する。

### 【公民館広報推進事業の実施】

公民館の広報について、活動事例を収集・評価を行い、優良なコンテンツを表彰することで、公民館の広報力の向上を図る。今年度は「全国公民館報コンクール」を行う。

### 【「月刊公民館」の発行】

地域社会の取組や専門家の論考などを紹介した「月刊公民館」を発行する。公民館の活動を推進する情報誌として、社会の変化に柔軟に対応し、公民館が地域社会にとって高い存在意義を示すよう充実した内容の編集につとめる。また、紙面の理解を深め、公民館に親近感をもたらすためにYouTubeによる動画配信を行う。

### 【専門資料の発行】

新任職員や公民館を活用する地域住民などをはじめとした公民館に携わる人向けに公民館を紹介した「よくわかる公民館のしごと」、災害時に公民館が避難所となり、地域の人たちと避難所を円滑に運営するために日頃から準備しておくことや被災したときの具体的な運営方法等を紹介した「公民館における災害対策ハンドブック」、公民館を運営するときに必要な関係法令や通知通達、中央教育審議会の諮問及び答申などを紹介した「公民館必携」等の専門資料を発行する。今年度は、既存の発行物とあわせて広く普及するよう頒布する。

### 【優良公民館等表彰事業】

他の模範となるような優良な実績を有する公民館職員を表彰すること及び公民館の運営について顕著な実績を認められた「優良公民館表彰」で文部科学大臣表彰を受賞した公民館に、記念の楯を贈呈及び月刊公民館でその活動を紹介することで公民館関係者の意欲を触発し、力量の向上を促す。

## Ⅱ 公民館総合補償制度に関する事業

### 【見舞金制度事業の運営】

公民館総合補償制度で公民館行事参加者等の急性疾病や公民館職員の疾病や業務外のけがに対し死亡弔慰金または入院見舞金を支払う「見舞金制度」を実施する。また、加入公民館に有益な情報及び資料提供を実施する。本事業で余剰金が生じた場合はその一部を公益目的事業等の財源として活用する。

### 【災害補償保険等に係る集金事務に関する事業】

公民館総合補償制度の運営にあたり、制度掛金の保険料部分（団体災害補償保険等の保険料）の集金事務について保険会社との間で集金事務委託契約を締結し、請負事業として実施する。本事業で得られた利益は、公益目的事業の財源に充てる。

## Ⅲ その他の事業

### 【永年勤続職員表彰、功労者表彰及び公連勤続職員表彰の実施】

公民館において長年勤務し、一定の成果をあげた職員を表彰することは、立場を同じくする公民館職員への励みにもなり、同時によき模範となる。この表彰が公民館職員の意欲を触発し、力量の向上を促すことによって、公民館機能が向上することをねらう。

また、都道府県公連における活動の活性化は、本会の目的の達成はもちろん、本会の根幹に関わるため極めて重要視している。都道府県公連に対して功労があった役職員を表彰することにより、その労をねぎらい、連帯意識の向上に資する。